

【平成24年第3回定例会 環境委員会委員長報告資料】

平成24年10月3日 環境委員長 石川 建二

○「議案第132号 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

\* 第5章の2に技術管理者の資格に関する規定を追加した理由について

改正前の条例には、技術管理者の資格に関連する項目がないため、改正により技術管理者の資格に関する規定を追加する箇所については関係局と協議を行った。その結果、第5章の2に第1節、第2節を新設し、第2節に改正部分を追加することとした。

\* 条例改正の背景について

地域主権改革一括法の制定に伴い、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が一部改正され、一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を条例により定めることとされたことを受けて、条例を改正することとした。

\* 条例改正に伴う影響について

本条例改正に伴う新たな予算支出や、人員配置上の変更等はない。

《審査結果》

全会一致原案可決